❐ 会津坂下町の財政指標（健全化判断比率）を公表します

地方公共団体財政健全化法に基づく平成２５年度決算の健全化判断比率は次のとおりです。

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
わが町の比率 （早期健全化基準）	― （１５．０）	― （２０．００）	１４．４ （２５．０）	１５１．２ （３５０．０）

いずれかが早期健全化基準以上である場合、法で定める「財政健全化計画」を策定しなければなりません。

また、健全化判断基準のうち公営企業（水道事業、下水道事業、農業集落排水事業）の資金不足比率においても該当しておりません。

【平成２４年度と平成２５年度の比較】	
○実質公債費比率 15.0 ％ （ H24 ） ⇒ 14.4 ％ （ Ｈ 25 ） ※0.6 ポイント改善 要因：特別会計への繰出金の減や債務負担行為に係る償還金の減等に伴うもの **○実質公債費比率とは・・・** 普通会計の公債費（返済）と公営事業会計・一部事務組合への公債費にあたる負担金を合わせた額の標準財政規模に対する比率。 ３ヵ年の平均値で算出される。	**○将来負担比率** 162.5％（Ｈ 24 ）⇒ 151.2％（Ｈ 25 ） ※11.3 ポイント改善 要因：特別会計への繰出金見込み額の減や債務負担行為に係る支出予定額の減等に伴うもの **○将来負担比率とは・・・** 出資法人（第三セクター等）を含めた普通会計の実質的な負債の標準財政規模に対する比率。